

精神保健福祉士の皆さまへ

令和6年度より会費減免制度がスタートしました。
対象者で希望される方は、会費減免が受けられます。
申込書に希望を記載下さい。

● 会費減免対象者

- ・ 資格取得から3年以内かつ30歳未満の方 = 全額免除
- ・ 資格取得から3年以内かつ30歳以上の方 = 半額免除

● 会費減免の条件

- ・ 「入会後3年間の協会在籍」
- ・ 「協会主催の研修会へ年2回以上の参加」もしくは
「協会内の委員会に在籍」

『入会案内』のページに移動します。 ⇒

ホームページ：<http://www.kagoshimapsw.or.jp/recruit.html>

